

マイナンバーカードが健康保険証として 利用できるようになりました

10月20日から一部の医療機関でマイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになりました。

また、11月（予定）からマイナポータルで特定健康診査情報の閲覧が可能になります。

マイナンバーカードの健康保険証としての利用について

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、あらかじめ「健康保険証利用の申込」が必要です。

また、すべての医療機関が対応しているわけではないため、受診する医療機関等が対応しているか事前に確認する必要があります。

利用方法やお問い合わせ先などについては、次ページからのリーフレットをご確認ください。

なお、従来の組合員証・被扶養者証でもこれまでどおり医療機関等を受診可能です。

マイナポータル上での特定健康診査情報の閲覧について

マイナンバーカードを健康保険証として利用できるよう申込みをした方は、令和2年度以降の特定健康診査（※）情報をマイナポータルで閲覧できるようになります。

閲覧できる特定健康診査情報は、事業主等から共済組合に提供されたものになります。

令和2年度の特定健康診査情報は令和3年11月1日までにデータを登録する予定です。以降、健診受診年度の翌年度11月1日までにデータを登録する予定です。



データ登録後にマイナポータルで健診結果が閲覧できるようになります。

（※）生活習慣病予防・改善のため40～74歳の被保険者を対象に実施する健診。

利用申込受付中!

マイナンバーカードが 健康保険証として 利用できます!

※医療機関・薬局によって開始時期が異なります。
利用できる医療機関・薬局については、ステッカーやポスターが目印です。裏面をご覧ください。

デジタル庁  総務省  厚生労働省

令和3年10月改訂



医療機関や薬局の受付で マイナンバーカードを 顔認証付きカードリーダーに 置いて本人確認!

カードの顔写真を機器で確認します。※顔写真は機器に保存されません。



利用には申込が必要です

申込はカンタン!

●スマートフォンからマイナポータルで申込

☑ まずは必要なものをチェック!



- ① 申込者本人のマイナンバーカード
+ あらかじめ市区町村窓口で設定した暗証番号 (数字4桁)
- ② マイナンバーカード読取対応のスマホ (又はPC+ICカードリーダー)
- ③ アプリ「マイナポータル」のインストール

iPhone



Android



STEP1

● 「マイナポータル」を起動する。

STEP2

● 「健康保険証利用申込」をタップする(押す)。

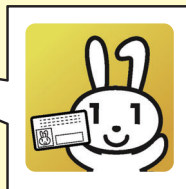
STEP3

● 利用規約等を確認して、同意する。
※併せて、マイナポータルの利用者登録が行えます。

STEP4

● マイナンバーカードを読み取る。
数字4桁の暗証番号を入力し、マイナンバーカードをスマホにぴったりと当てて、読み取り開始ボタンを押します。

申込完了!!



医療機関・薬局の
顔認証付きカードリーダー
でも申込できるよ



マイナンバーPRキャラクター
マイナちゃん

ウラ面も見てね!

●セブン銀行ATMでも申込できる!



どんないいことがあるの？

本人が同意をすれば、
初めての医療機関等でも、
特定健診情報や今までに使った
薬剤情報が医師等と共有できる！



マイナポータルで
自身の特定健診情報や
薬剤情報・医療費通知情報が
閲覧できる！



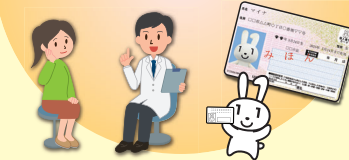
マイナポータルを通じた
医療費通知情報の自動入力で、
確定申告の医療費控除が
よりカンタンに！



限度額適用認定証がなくても
高額療養費制度における
限度額を超える支払が免除される！



就職・転職・引越をしても
健康保険証としてずっと使える！
医療保険者が変わる場合は、
加入の届出が引き続き必要です。



※マイナンバーカードの健康保険証利用には、ICチップの中の「電子証明書」を使うため、医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバー（12桁の数字）を取り扱うことはありません。また、ご自身の診療情報がマイナンバーと紐付くことはありません。
※従来の健康保険証が利用できなくなるわけではありません。



今後のスケジュールは？

現在

- 医療機関・薬局などで、順次マイナンバーカードの健康保険証利用が可能に
※利用できる医療機関・薬局は右のステッカーやポスターが目印です。また、厚生労働省ホームページでも案内しています。
- マイナポータルで、特定健診情報、薬剤情報の閲覧が可能に
※特定健診情報は2020年度以降に実施したもから5年分（直近5回分）の情報が閲覧できるようになります。
※薬剤情報は2021年9月に診察したもから3年分の情報が閲覧できるようになります。

2021年11月から

- マイナポータルで、医療費通知情報の閲覧が可能に

2021年分所得税の確定申告（予定）から

- 確定申告における医療費控除の手続きで、マイナポータルを通じて医療費通知情報を自動入力することが可能に
※2021年9月分以降の医療費通知情報が自動入力できるようになります。



ステッカー



ポスター



厚生労働省
ホームページ

申込方法は
特設ページでも
確認できます！



https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html

健康保険証利用申込のお問い合わせ



マイナンバー総合
フリーダイヤル

マイナンバー
0120-95-0178

音声ガイダンスに従って「4→2」の順にお進みください。

受付時間（年末年始を除く）

平日：9時30分～20時00分
土日祝：9時30分～17時30分